

研修講師派遣事業 利用の手引き

令和7年4月改訂 福岡市こども未来局こども健全育成課

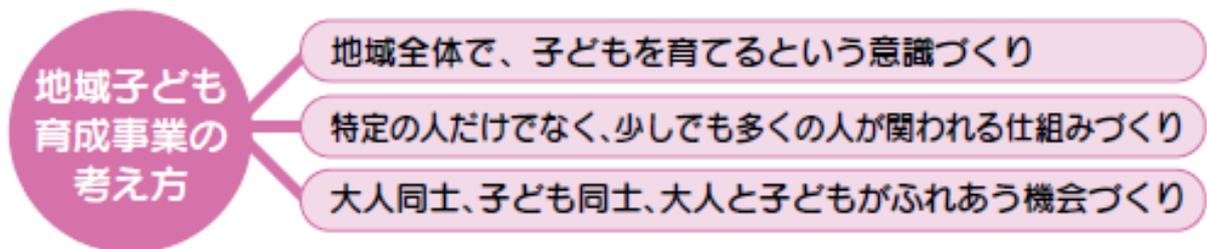
— はじめに —

地域子ども育成事業は、子どもの日常生活の場である地域の中で、子どもが自由に自主的に活動し、様々な体験や経験を積み重ねて、個性や創造性を育むとともに、子ども同士や地域の人々とのふれあいの中で、社会性や自律性を身につけることができるような環境づくりを進めることを目的としています。

これをしなければならないとか、特別なことをする事業ではありません。この事業は少しでも多くの大人が、地域の子どものことを考えるきっかけづくりです。

この手引きは、福岡市の実施する「地域子ども育成事業」のうち、「研修講師派遣事業」の申請手続きについてまとめたものです。

地域のことを最もよく知っている地域の大人が中心となって、自分たちの地域が子どもにとって住みやすい、親しみやすい地域にするにはどうしたらよいか考え、地域の中で、子どもの育成活動をしている人々の輪を少しずつ大きくしていくため、ぜひご活用ください。



— 目 次 —

1	研修講師派遣事業手続きの概要	1
2	研修講師派遣事業について	3
	（1）事業の目的	
	（2）事業の概要	
	（3）研修講師について	
	（4）専門分野一覧	
	・研修講師に関するQ&A	
3	派遣の相談の際の確認事項及び申請について	4
	（1）対象となる研修会等について	
	（2）対象団体	
	・研修会・対象団体に関するQ&A	
4	研修講師派遣申請手続きについて	7
	（1）研修講師の派遣回数について	
	（2）研修講師の派遣人数及び派遣時間について	
	・研修講師派遣申請手続きに関するQ&A	
5	研修講師との打ち合わせについて	10
	・研修講師との打ち合わせに関するQ&A	
6	実績報告について	10
	(参考)	
	研修講師派遣事業実施要綱・様式	11

1 研修講師派遣手続きの概要

① 派遣の相談

リストに登録されている研修講師の派遣を希望される場合、各区役所の青少年担当課へ開催予定日の半年前から1か月前までに申請ができるようご相談ください。

ご希望された研修講師が開催日に派遣できるかなどの調整をいたします。

日程調整などが終わりましたら、各区役所から連絡いたします。

申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、開催予定日の半年前から1か月前までに、各区役所の青少年担当課へご提出ください。

② 申請書の提出

③ 打ち合わせ

研修講師の派遣が決まりましたら、文書が送付されます。文書の中には、研修講師の連絡先が記載されています。

研修講師へ直接連絡し、本番に向けた詳細の打ち合わせを行ってください。

打ち合わせをする中で、研修講師の派遣内容に変更が及ぶような研修内容変更が生じた場合は、速やかに各区役所の青少年担当課へご連絡の上、変更届等をご提出ください。

④ 本番

打ち合わせが終われば、いよいよ本番です。

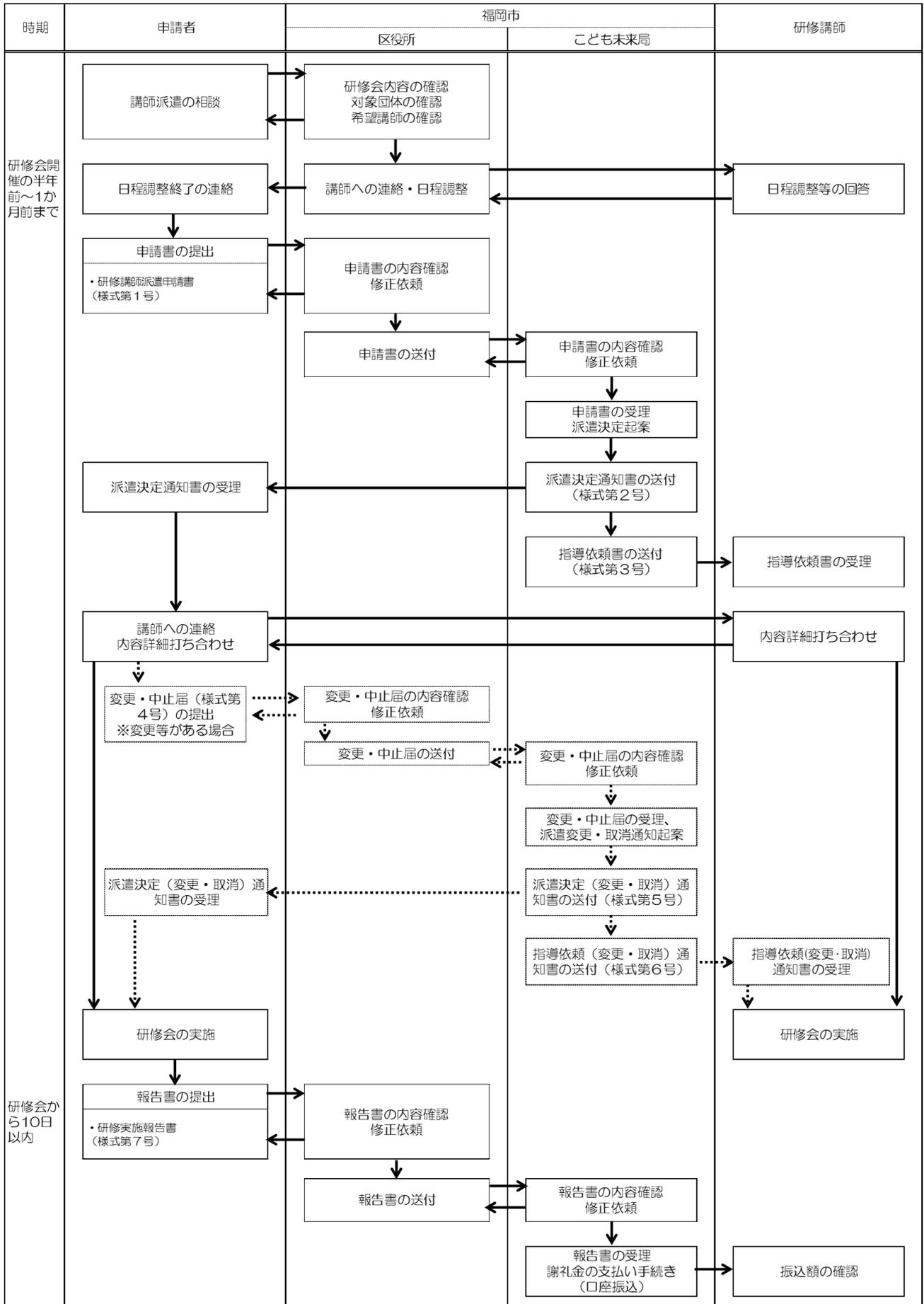
⑤ 報告書の提出

本番の内容について、報告書（様式第4号）に必要事項を記入の上、本番の開催日から10日以内に、各区役所の青少年担当課へご提出ください。

報告書が提出され次第、福岡市から研修講師へ報酬の支払いを行います。提出がない場合、研修講師へ謝礼金を支払うことができませんので、忘れずにご提出ください。



研修講師派遣事業 事務フロー



2 研修講師派遣事業について

(1) 事業の目的（要綱第1条関係）

地域子ども育成事業の一環として、地域全体で子どもを見守り育むという大人の意識を高めることや、地域の育成団体の活性化などを目的として行う地域活動を支援することが目的です。

(2) 事業の概要

地域団体が開催する研修会等に登録した研修講師を市が派遣します。なお、研修講師の謝礼金の支払いは市が行います。

(3) 研修講師について

市に登録された研修講師は、以下の一覧表に記載された項目ごとに専門分野が分かれており、活動できる地域や曜日が異なります。

なお、講師の詳細については、講師リストを各区役所の青少年担当課（※連絡先は4ページ記載）に設置しておりますので、お問い合わせください。

(4) 専門分野一覧

項目					
家庭教育	家庭教育	スポーツ・レクリエーション	子どものスポーツ・ニュース	安全・安心	非行防止
	子どもの心理・発達の理解		スポーツ		交通安全・自転車マナー
	子どもの食育・食生活		レクリエーション		地域の安全・防犯
子どもの権利	不登校	文化活動	野外活動	社会的課題他	メディア・情報モラル
	いじめ		絵画・工芸・書道		コミュニケーション
	(発達)障がい	音楽・ダンス・演劇	同和教育・道徳教育		
	虐待	図書活動・読み聞かせ	環境・リサイクル		
	性教育・性の多様性	人材育成	指導者育成		国際理解
	子どもの貧困		子ども・ジュニアリーダー育成	その他	

・研修講師に関するQ & A

問1) 講師リストに登録されていない講師を派遣してもらえますか。

答1) 原則、講師リストに登録されている講師以外の派遣はできません。各区役所の青少年担当課にお問い合わせください。

3 派遣の相談の際の確認事項及び申請について

研修講師の派遣をご希望される際は、希望日の半年前から1か月前までに申請できるように、各区役所の青少年担当課へ事前にご相談ください。相談は随時受け付けております。

その際、次の項目について確認し、申請が可能かの判断を行います。その後、各区役所において、ご希望の研修講師との開催日に派遣できるかなどの調整を行い、その結果等について連絡いたします。

なお、各区役所の青少年担当課は、以下のとおりです。

【各区青少年担当課 連絡先】	
東区役所生涯学習推進課	電話：645-1121 FAX：645-1042 E-MAIL：gakushu.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
博多区役所地域支援課	電話：419-1043 FAX：434-0053 E-MAIL：t-shien.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
中央区役所企画振興課	電話：718-1055 FAX：714-2141 E-MAIL：kikaku.CWO@city.fukuoka.lg.jp
南区役所企画振興課	電話：559-5064 FAX：559-5014 E-MAIL：kikaku.MWO@city.fukuoka.lg.jp
城南区役所企画振興課	電話：833-4054 FAX：844-1204 E-MAIL：kikaku.JWO@city.fukuoka.lg.jp
早良区役所地域支援課	電話：833-4403 FAX：851-2680 E-MAIL：k-sien@city.fukuoka.lg.jp
西区役所企画振興課	電話：895-7033 FAX：885-0467 E-MAIL：shinko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

※担当者が不在の場合がありますので、来課される際には、上記連絡先へ事前にご連絡ください。

(1) 対象となる研修会等について（要綱第3条関係）

目的、内容等から専門的な講師を派遣する必要性が認められるもので、次のいずれかに該当する研修会等が対象となります。

- ①地域の大人及び子どもの育成団体の構成員等を対象として、地域全体で子どもを育むという意識を高めることを目的に開催されるもの
- ②地域の育成団体の活動を充実・活性化することを目的に開催されるもの

ただし、上記を満たした場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、事業の対象とはなりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①営利を目的とするもの ②宗教的又は政治的宣伝を目的とするもの ③公序良俗に反するもの ④乳幼児とその保護者のみを対象とするもの ⑤留守家庭子ども会または放課後等の遊び場を運営する団体が開催するもの |
|---|

(2) 対象団体（要綱第2、4条関係）

小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、以下に定める団体が対象となります。

区分	団体
1 小学校区※1	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会（自治連合会） ・青少年育成連合会 ・子ども会育成連合会※2 ・小学校PTA ・おやじの会 ・主な活動の範囲が小学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体
2 中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区青少年育成連絡協議会 ・中学校PTA ・おやじの会 ・主な活動の範囲が中学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体

※1 博多小学校区、住吉小学校区、舞鶴小学校区にあつては、地区単位で考えるものとします。

(博多小学校区)

大浜地区、奈良屋地区、冷泉地区、御供所地区の各地区を1小学校区とします。

(住吉小学校区)

住吉地区、美野島地区の各地区を1小学校区とします。

(舞鶴小学校区)

大名地区、簀子地区、舞鶴地区の各地区を1小学校区とします。

※2 子ども会育成連合会については、単位子ども会も対象団体として含みます。

ただし、単位子ども会が事業を利用する場合、必ず校区内の理解を得て不公平感が生じないように調整してください。

・研修会・対象団体に関する Q&A

問2) 子どもリーダーやジュニアリーダーの研修会は、研修講師の派遣の対象となりますか。

答2) 子どもリーダーやジュニアリーダーを対象とした研修会は、3(1)「①地域の大人及び子どもの育成団体の構成員等を対象として、地域全体で子どもを育むという意識を高めることを目的に開催されるもの」に該当しますので、派遣の対象となります。

問3) 中学校区青少年育成連絡協議会は、研修講師の派遣の対象となりますか。

答3) 中学校区青少年育成連絡協議会は、研修講師派遣事業の対象団体となります。

ただし、中学校区青少年育成連絡協議会に対する補助制度（中学校区非行防止対策事業補助金）があり、そちらでも講師等の派遣費用は補助対象となりますので、当該補助金で対応できないかについて、検討いただきますようお願いします。

なお、中学校区非行防止対策事業補助金についても、区の青少年担当課が窓口となります。

4 研修講師派遣申請手続きについて

各区役所より、前記「3 派遣の相談の際の確認事項について」に記載された事項の確認及び研修講師との調整等が終わった旨の連絡がありましたら、様式第1号「研修講師派遣申請書」に必要事項をご記入の上、各区役所の青少年担当課へ申請してください。

開催日の半年前から申請可能で、開催日の1か月前が申請の締切日となりますので、ご注意ください。

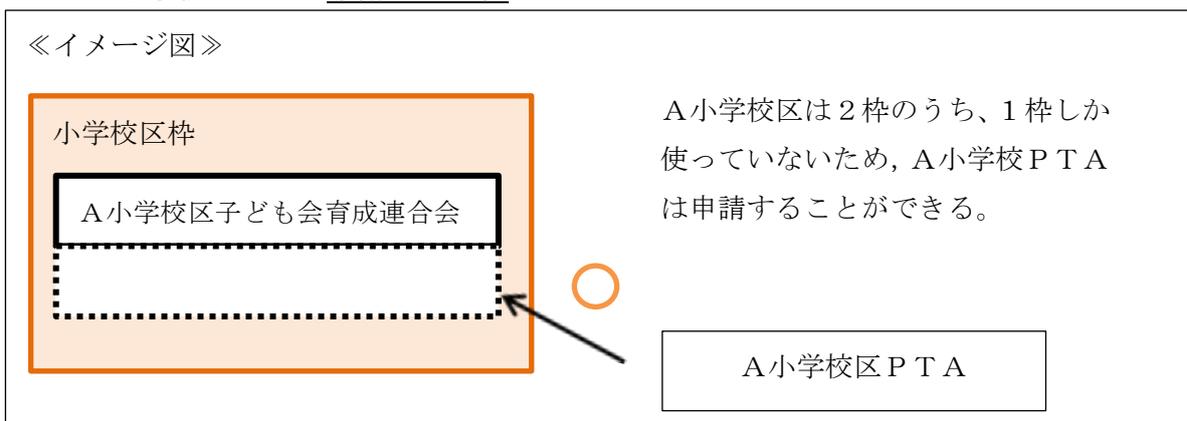
(1) 研修講師の派遣回数について（要綱第6条関係）

講師の派遣回数は、3（2）対象団体の小学校区単位の団体からの申請は、1年度2団体までとし、中学校区単位の団体からの申請は、1年度1団体までとします。

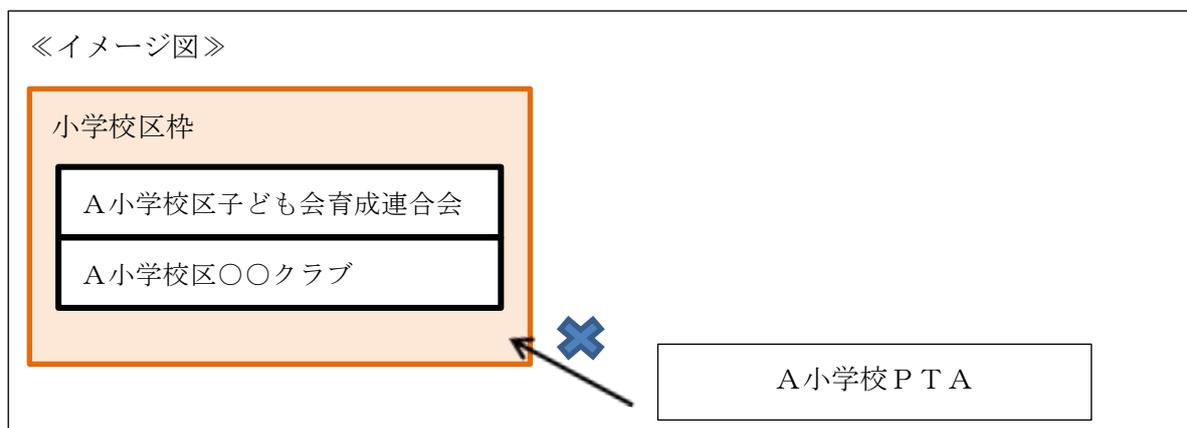
なお、同一団体が1年度に2回以上申請することはできません。

ただし、要綱別表に規定する団体の機能を複数兼ねる場合は、その機能ごとに別個の団体としてみなすことができます。

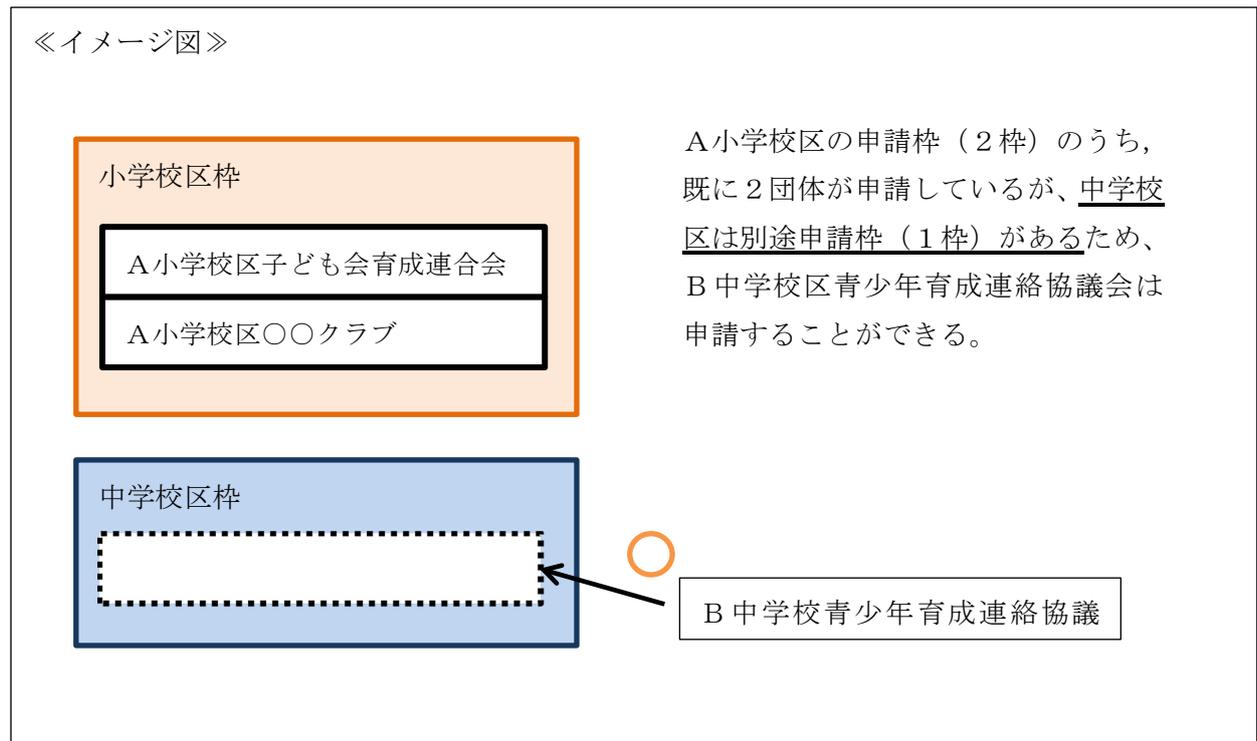
(例1) A小学校区において、A小学校区子ども会育成連合会しか申請していない場合、A小学校PTAは申請できる。



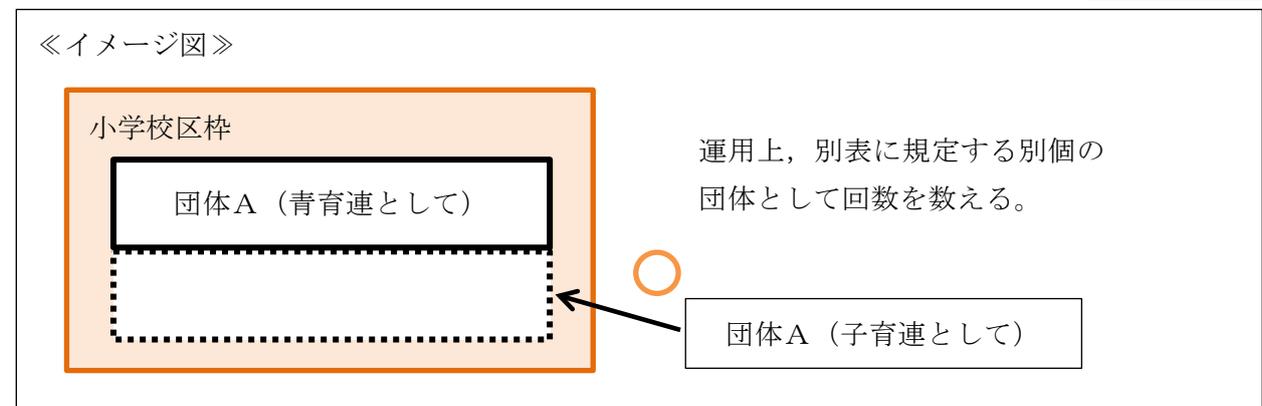
(例2) A小学校区において、既に2団体（どちらも小学校区の団体）が申請している場合、さらに、A小学校PTAは申請できない。



(例3) A小学校区において、既に2団体（どちらも小学校区の団体）が申請しているが、A小学校が属するB中学校区青少年育成連絡協議会は申請できる。



(例4) A小学校区において、すでに団体Aが青育連として申請しているが、団体Aは青育連と子育連の2つの機能を兼ねていることから、今度は子育連として新たに申請できる。



(2) 研修講師の派遣人数及び派遣時間について（要綱第7条関係）

- ・ 講師の派遣人数は、1回の研修につき1人とします。
- ・ 講師の派遣時間は、1回の研修につき2時間までとします。

(3) 研修講師派遣申請手続きに関する Q&A

問4) 同じ校区や団体で毎年申請できますか。
また、申請できる場合は、研修内容は同じでも構いませんか。

答4) 同じ校区や団体であっても、毎年申請することができます。
研修内容が同じでも申請できますが、異なるメンバーで受講したり、前回の内容を踏まえたフォローアップを行ったりするなど、可能な限り活動内容を充実させていくことが望ましいです。

問5) 講師を2名派遣してもらうことは可能ですか。

答5) この制度では1回の研修につき、講師を1名しか派遣できません。
詳しくは、区の青少年担当へご確認ください。

問6) 予定している研修会が3時間になる場合、謝礼金を3時間分払えませんか。

答6) 謝礼金は2時間分までしか支払うことはできません。2時間で終わるように調整いただくようお願いいたします。
詳しくは、区の青少年担当へご確認ください。

問7) 研修講師派遣事業と遊びの達人派遣事業を組み合わせることは可能ですか。

答7) 研修講師派遣事業と遊びの達人派遣事業は、目的や対象者が異なるため、組み合わせることはできません。

5 研修講師との打ち合わせについて

申請書が提出されましたら、内容を審査します。その結果、講師の派遣が認められましたら、様式第2号「研修講師派遣決定通知書」を、申請書の連絡先に記入された住所へ送付いたしますので、ご確認ください。

通知書がお手元に届きましたら、通知書の中ほどに派遣講師の連絡先が記載されておりますので、派遣講師へ直接連絡を取っていただき、本番に向けた打ち合わせを実施してください。

なお、派遣講師に対しては、担当課より依頼文を送付し、直接打ち合わせの連絡が入る旨を伝えております。

打ち合わせが終わりましたら、研修会等を実施してください。

・研修講師との打ち合わせに関する Q&A

問8) 講師から交通費が別途必要と言われた場合はどうすればいいですか。

答8) この事業は「講師の謝礼金」を助成する事業であるため、交通費については研修会を主催する団体で対応してください。

問9) 打合せを行う中で、研修内容に変更がある場合や、やむを得ず研修会を中止とする場合には何か手続きが必要ですか。(要綱第10条関係)

答9) 研修講師の派遣内容に変更を及ぼす場合は、速やかに各区役所青少年担当課に連絡の上、研修会等変更・中止届(様式第4号)を提出してください。

6 実績報告について(要綱第12条、13条関係)

研修会等の実施が終わりましたら、その内容について、様式第7号「研修実施報告書」に**必要事項を記入の上、開催日から10日以内に、各区役所へご提出ください。**

報告書が提出されない場合、福岡市から研修講師へ報酬を支払うことができません。提出をお忘れのないようお願いします。

研修講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域子ども育成事業の一環として、地域全体で子どもを見守り育むという大人の意識を高めることや、地域の子どもの育成団体の活性化などを目的として行う地域活動を支援するため、地域団体が開催する研修会等に登録された研修講師（以下「講師」という。）を派遣する研修講師派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、小学校区とは、福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に定める小学校区のことをいう。

(対象となる研修会等)

第3条 事業の対象は、目的、内容等から専門的な講師を派遣する必要性が認められるもので、次の各号のいずれかに該当する研修会等とする。

- (1) 地域の大人及び子どもの育成団体の構成員等を対象として、地域全体で子どもを育むという意識を高めることを目的に開催されるもの
 - (2) 地域の育成団体の活動を充実・活性化することを目的に開催されるもの
- 2 前条項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する研修会等は、事業の対象外とする。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 宗教的又は政治的宣伝を目的とするもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 乳幼児とその保護者のみを対象とするもの
 - (5) 留守家庭子ども会または放課後の遊び場を実施する団体が開催するもの

(対象団体)

第4条 事業の対象となる団体は、小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、別表に定める団体とする。

(講師の登録等)

第5条 事業で派遣される講師は、市長が学識経験者や、子どもの育成に関する専門家、地域指導者など等幅広い分野から選定し、講師その研修実績、資格、免許の内容等を総合的に判断した上で登録を行った者とする。

- 2 講師の登録期間は、登録した日から登録した日の属する年度末までとする。ただし、講師から申し出があった場合に限り、市長は、その登録期間を更新することができる。
- 3 市長は、講師が以下次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。
 - (1) 講師から登録辞退の申し出があった場合
 - (2) 講師が死亡した場合
 - (3) 講師として活動中に、政治的、宗教的な活動、営利を目的とした活動のほか、事業の目的に反する活動を行ったと認められる場合
 - (4) その他市長が、講師としてふさわしくないと判断した場合

(講師の派遣回数)

第6条 講師の派遣は、別表に定める区分に応じ、次の各号のとおり定める。

- (1) 別表の区分「1 小学校区」については、1年度につき2団体までとする。
 - (2) 別表の区分「2 中学校区」については、1年度につき1団体までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、同年度に同一団体から複数回の申請は認めない。ただし、団体内に、別表に規定する団体の機能が複数ある場合は、その機能ごとに別個の団体とみなすことができ

る。

(講師の派遣人数及び派遣時間)

第7条 講師の派遣人数は、1回につき1名までとし、派遣時間は2時間以内とする。

(講師派遣の申請)

第8条 講師派遣を希望する団体は、派遣を希望する日の6月前から1月前までの間に研修講師派遣申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(講師派遣の決定)

第9条 市長は、講師派遣の申請があった場合は、その内容を審査し、講師を派遣すべきものと認めるものについて、予算の範囲以内で派遣を決定し、研修講師派遣決定通知書(様式第2号)をもって通知する。

2 市長は、講師派遣を決定した場合は、派遣する講師に対し、研修講師派遣事業指導依頼書(様式第3号)にて、派遣を依頼する。

(活動の変更及び中止)

第10条 研修講師派遣の決定を受けた団体(以下、「研修会実施団体」という。)は、前条第1項の通知を受けた後において、活動を変更または中止する場合は、速やかに研修会等(変更・中止)届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合はその他の方法により届け出ることができる。

(研修講師派遣決定の変更及び取消)

第11条 市長は、研修会実施団体より研修会等の変更または中止の届出があった場合は、研修会実施団体に対し、派遣決定の変更または取消について研修講師派遣決定(変更・取消)通知書(様式第5号)をもって通知する。

2 市長は、研修講師派遣決定の変更または取消を行う場合は、派遣する予定であった研修講師に対し、研修講師派遣事業指導依頼(変更・取消)通知書(様式第6号)をもって通知する。

(実施報告)

第12条 研修会実施団体は、事業が終了したときは、終了から10日以内に研修実施報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(謝礼金の支払い)

第13条 市長は、研修会実施団体から事業終了の報告があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、派遣した講師へ謝礼金を支払う。

2 講師の謝礼金の1時間あたりの単価は、別途定める。

(事業の実施体制)

第14条 この事業は、こども未来局担当課及び区青少年担当課の連携・協力により実施する。2 こども未来局担当課の役割は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業の方針、内容決定に関すること。
- (2) 事業の予算要求、決算に関すること。
- (3) 事業の全市的な広報、情報提供に関すること。
- (4) 講師への依頼、派遣決定に関すること。
- (5) 事業実施確認、謝礼金の支払に関すること。

3 区青少年担当課の役割は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域団体等への事業紹介、情報提供に関すること。

- (2) 事業に関する地域団体からの相談対応
- (3) 申請書、報告書の受付
- (4) 講師との連絡調整
- (5) 事業実施に関するこども未来局担当課との連絡調整

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第 4 条関係

区分	団体
1 小学校区	<ul style="list-style-type: none">・自治協議会（自治連合会）・青少年育成連合会・子ども会育成連合会・小学校 P T A・おやじの会・上記に該当する団体以外で、主な活動の範囲が小学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。
2 中学校区	<ul style="list-style-type: none">・中学校区青少年育成連絡協議会・中学校 P T A・おやじの会・上記に該当する団体以外で、主な活動の範囲が中学校校区の範囲内であり、事業の実施にあたって、会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。

研修講師派遣申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所 _____

団体名 _____

代表者の職氏名 _____

下記のとおり研修会を開催しますので、研修講師の派遣を申請します。

記

区名	区	校区	小学校区・地区	中学校区
担当者連絡先		氏名		
		住所 〒		
		TEL :		FAX :
研修会の内容	【研修会の名称】			
	【研修会の目的 及び内容】			
	【開催日時】 年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分			
	【開催場所】			
	【講演等の時間】 時 分 ~ 時 分			
	【参加予定者数】 人			
《内 訳》				
・自治協議会(自治連合会)関係者 人 ・青少年育成連合会関係者 人				
・子ども会育成会関係者 人 ・PTA関係者 人				
・おやじの会関係者 人 ・その他 () 人				
希望する講師名				
その他		申請団体の主な活動の範囲は小学校区または中学校校区であること。団体が自治協議会、青少年育成連合会、校区子ども会育成連合会、小中学校PTA、小中学校おやじの会、中学校区青少年育成連絡協議会以外の団体の場合は、会員以外にも幅広く参加を呼びかける方法を記入してください。その他、特に希望されることがあれば記入してください。		

※申請書は、研修会等の6月前から1月前までの間に区青少年担当課へご提出ください。

※研修会等の具体的な内容が未定の場合は、予定の内容をご記入ください。

研修講師派遣決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付の貴団体からの研修講師派遣申請につきまして、下記のとおり研修講師の派遣を決定しましたので通知いたします。

記

派遣講師	フリガナ 〔氏名〕		
	〔連絡先〕 TEL : メール : FAX :		
派遣日時	年 月 日 〔 時 分 ~ 時 分〕	派遣場所	
備考			

※派遣講師には、団体名、研修会の名称、内容、日時、場所等について、事前に連絡調整を行い、了解を得ております。申請団体の代表者より、直接連絡がある旨を伝えておりますので、研修会等の詳細については、派遣講師と直接打ち合わせを行ってください。

※研修会等を変更または中止される場合は、速やかに下記「この研修についてのお問い合わせ」の連絡先にご連絡の上、「研修会等（変更・中止）届」（様式第4号）を提出してください。

この研修についてのお問い合わせ	研修講師派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担当:	担当:
TEL:	TEL:
FAX:	FAX:

研修講師派遣事業指導依頼書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

福岡市長

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より、青少年の健全育成に格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、この度、下記団体から研修講師の派遣申請があり、講師の派遣を決定いたしました。
つきましては、ご多忙の折とは存じますが、下記研修会の講師としてご指導いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日時
- 2 団体名
- 3 研修会の名称
- 4 研修会の内容
- 5 開催場所
- 6 参加予定者
- 7 その他
 - ・研修会の詳細な打ち合わせについては、団体から直接ご連絡いたします。
 - ・謝礼金については、研修会終了を確認後、指定の口座へお振込みいたします。

この研修についてのお問い合わせ	研修講師派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担当:	担当:
TEL:	TEL:
FAX:	FAX:

研修会等（変更・中止）届

(あて先) 福岡市長

年 月 日

住所 _____

団体名 _____

代表者の職氏名 _____

年 月 日付 第 号により研修講師派遣決定の通知があった研修会について、下記のとおり（変更・中止）するので届出いたします。

記

区名	区	校区	小学校区 ・ 地区	中学校区
担当者連絡先		氏名		
		住所 〒		
		TEL :		FAX :
元の研修会の内容	【研修会の名称】			
	【開催日時】			
	【実施場所】			
変更・中止の内容				
派遣予定の研修講師名	①	②		
変更・中止の理由				

研修講師派遣決定（変更・取消）通知書

（公印省略）

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付 第 号により通知しました研修講師派遣決定について、下記のとおり決定を（変更・取消）しましたので、通知いたします。

記

〔変更・取消内容〕

- 研修会の名称
- 開催日及び指導時間
- 開催場所
- 研修講師
- 変更・取消の理由

この研修についてのお問い合わせ	研修講師派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担当：	担当：
TEL：	TEL：
FAX：	FAX：

研修講師派遣事業指導依頼（変更・取消）通知書

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付 第 号により依頼しておりました研修講師派遣事業の指導依頼について、下記のとおり指導依頼を（変更・取消）しましたので通知いたします。

記

〔変更・取消内容〕

○団体名

○研修会の名称

○開催日及び指導時間

○開催場所

○研修講師

○変更・取消の理由

この活動についてのお問い合わせ	遊びの達人派遣事業についてのお問い合わせ
区 課	局 課
担当：	担当：
TEL：	TEL：
FAX：	FAX：

研修実施報告書

(あて先) 福岡市長

年 月 日

住所 _____

団体名 _____

代表者の職氏名 _____

下記のとおり研修会等を開催しましたので、報告します。

記

区名	区	校区	小学校区・地区	中学校区
担当者連絡先	氏名			
	住所 〒			
	TEL :		FAX :	
研修会等の内容	【開催日時】 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
	【研修会の名称】			
	【研修会の内容】			
	【開催場所】			
	【講演等の時間】 時 分 ~ 時 分			
	【参加者数】 人			
	《内 訳》			
<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会(自治連合会)関係者 人 ・子ども会育成会関係者 人 ・おやじの会関係者 人 ・青少年育成連合会関係者 人 ・PTA関係者 人 ・その他 () 人 				
派遣された講師名				
その他		※研修会の感想及び講師の印象等を自由にご記入ください。		

※報告書は、研修会等終了後10日以内に区青少年担当課へ提出してください。